

令和3年度 保育所等入所のしおり

佐久市福祉事務所長

令和3年度の保育所等の入所申込みを以下のとおり受け付けます。

1 保育認定及び施設利用の申込み

保育所等を利用するには、下記①及び②の申込みを行う必要があります。

①保育認定の申込み・・・「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書」

→保育の必要性の事由が必要になります。

②施設利用の申込み・・・「令和3年度保育所等利用申込書」

→①の認定がない方は利用できません。

※認定こども園（教育標準時間認定）へ入園希望の方は、直接施設へお問い合わせください。

2 保育の必要性の事由

児童の保護者及び同居する親族等（世帯分離に関係なく同一住所に居住）で、65歳未満の大人の方全員が次の（1）～（10）のいずれかの状態にある場合に、上記①の保育認定を受けることができます。いずれにも該当しない場合は、保育認定は受けられません。

- (1) 居宅外、または居宅内で労働していることを常態としていること。
- (2) 母親が妊娠中であるか、又は出産後間もないこと。（産前・産後各10週）
- (3) 保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (4) 長期にわたり疾病の状態にあるか、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動（起業準備を含む。）を行っていること。（3ヵ月を限度とする。）
- (7) 就学中であること。（職業訓練校における職業訓練を含む。）
- (8) 虐待やDVのおそれがあること。
- (9) 育児休業取得中に、既に保育を利用していて継続利用が必要であること。（3歳以上児に限る。）
- (10) 市長が(1)～(9)に類すると認める状態にあること。

保育認定の申込みにあたっての留意事項

- 同居する親族等で65歳未満の大人の方が家庭で保育することができる場合は認定できません。
- 「下の子どもの育児に手がかかる」、「集団生活に慣れさせたい」等の理由では認定できません。
認定こども園（教育標準時間認定）または幼稚園の利用をご検討ください。
- 求職活動の場合は3ヵ月の利用を限度とし、就労証明書の提出により継続利用が可能となります。
※求職活動による延長は認められません。
- 保護者が育児休業中の場合、原則として3歳未満児の利用はできません。

3 申込み受付

例年、新規入所申込みの受付は、保育所等の施設で行っていましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、本年度については受付会場を変更して設けます。

第1 希望の保育所等の受付日に、該当する受付会場へ必要書類等を持参の上でお越しください。

※当日はマスク着用の上、なるべく保護者1名でお越しください。

【当日の必要書類等】

- ① 「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書」(青色両面、児童1名につき1枚)
- ② 「令和3年度保育所等利用申込書」(白色片面、児童1名につき1枚)
- ③ 「保護者(申込者1名分)のマイナンバー-証明」(「マイナンバーカード」又は「マイナンバー通知カード」及び写真付身分証明書)
- ④ 「委任状」(保護者以外が受付にお越しになる場合に必要です。)

【受付会場】

【佐】：旧佐久地区の保育所等・・・佐久市役所 8階 大会議室
 【臼】：旧臼田地区の保育所等・・・あいとぴあ臼田 ホール
 【浅】：旧浅科地区の保育所等・・・交流文化館浅科 1階 ホール
 【望】：旧望月地区の保育所等・・・望月支所 3階 大会議室

【受付日程】

午前：午前9時00分～午前11時30分、午後：午後1時30分～午後4時00分

時間 \ 日付	10月5日(月)	10月6日(火)	10月7日(水)	10月8日(木)	10月9日(金)
午前	大沢【佐】	東【佐】	切原・青沼【臼】		臼田・里曲【臼】
午後	泉【佐】		佳里【臼】		田口【臼】
時間 \ 日付	10月12日(月)	10月13日(火)	10月14日(水)	10月15日(木)	10月16日(金)
午前	中込第一【佐】			浅科幼稚園【浅】	城山【佐】 (3歳未満児)
午後	中込第二【佐】		もちづき【望】	あさしな【浅】	城山【佐】 (3歳以上児)
時間 \ 日付	10月19日(月)	10月20日(火)	10月21日(水)	10月22日(木)	10月23日(金)
午前	岩村田【佐】 (3歳未満児)	中佐都【佐】 (3歳未満児)	平根【佐】	岸野【佐】 (3歳未満児)	聖愛【佐】 (3歳未満児)
午後	岩村田【佐】 (3歳以上児)	中佐都【佐】 (3歳以上児)	高瀬【佐】	岸野【佐】 (3歳以上児)	聖愛【佐】 (3歳以上児)
時間 \ 日付	10月26日(月)	10月27日(火)	10月28日(水)	10月29日(木)	10月30日(金)
午前	小雀【佐】 (3歳未満児)	岩村田北【佐】 (3歳未満児)	野沢【佐】	小規模 ふたば【佐】	
午後	小雀【佐】 (3歳以上児)	岩村田北【佐】 (3歳以上児)	ひまわり【佐】	小規模 おひさまの森【佐】	

受付日当日に発熱等の風邪症状がある場合や、都合のつかない場合については、次の期間内に市役所子育て支援課へ直接申込みをしてください。(期間内必着で郵送による申込みも可能です。)

期間：令和2年10月30日(金)～令和2年11月10日(火) ※土日、祝日を除く
 時間：午前8時30分～午後5時15分

◀ 郵送申込みの宛先 ▶：〒385-8501 長野県佐久市中込 3056 佐久市役所子育て支援課保育係 宛て
 ※郵送の場合、③「保護者(申込者1名分)のマイナンバー-証明」は写しをご提出ください。

利用申込みにあたっての留意事項

- 入所年齢（クラス）は、令和3年4月1日現在の年齢になります。
- 令和3年4月1日からの入所だけではなく、年度途中の入所（出生予定のお子さんの利用、育児休業明けの利用、産前産後期間の利用等）や、転入予定の方についても、同日程で申込みを受け付けます。
- 定員を上回る申込みがあった場合、希望する保育所等に入所できない場合があります。
- 申込み後に希望する施設や希望する施設の順番を変更することはできません。（キャンセルは可能）
- 3歳未満児と3歳以上児の同時申込みで、午前と午後で受付時間が異なる施設の場合は、午前か午後のどちらかの時間帯に同時に受付をいたします。

4 添付書類（保育の必要性を証明する書類）

添付書類の提出については、申込み受付時にご案内します。

添付書類は令和2年11月1日（水）から令和2年12月4日（金）までに、市役所子育て支援課または各支所高齢者児童福祉係にご提出ください。

- 世帯全員（65歳未満の大人の方が対象）の証明が必要です。
- 保護者の方が単身赴任等で住所を別にしている場合も同世帯となります。
- 海外赴任の場合は、令和元年及び令和2年中の収入額が確認できる書類が必要になります。

5 申込みから入所までの流れ

10/5～11/10	入所申込受付
11/11～12/4	添付書類受付
1月上旬～1月中旬	教育・保育給付認定決定通知書発行（保育の必要性の認定） ※希望保育所等の利用決定通知ではありません。
1月下旬～2月上旬	利用調整期間（調整になる場合のみご連絡いたします。）
2月上旬	利用予定の保育所等から入園準備会の通知
2月中旬～3月上旬	入園準備会／利用決定通知発行（準備会にてお渡し予定） ※年度途中入所の方の利用決定通知は、入所1か月前頃の発行となります。 （基本的に入所前の面談時または入所時にお渡し予定）
4月上旬	入園式、保育料決定通知書発行

転入予定及び出生予定のお子さんの申込みの場合

転入後 又は 出産後	教育・保育給付認定決定通知書、利用決定通知発行 ※年度途中入所の方へは、入所前の面談時または入所時にお渡し予定
------------	--

※決定通知等の書類は転入後・出産後の発行となりますので、転入・出産をされましたら、子育て支援課または各支所高齢者児童福祉係へご連絡ください。転入の方は、入所日までに必ず転入手続きを済ませてください。

6 保育料

令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化により、3歳以上児及び市区町村民税非課税世帯の3歳未満児の保育料が無料となりました。

課税世帯の3歳未満児の保育料は令和2年度及び令和3年度の保護者等の市区町村民税額等により決定します。4月から8月分の保育料は、令和元年中所得に基づく令和2年度の市区町村民税額、9月から翌年3月分の保育料は、令和2年中所得に基づく令和3年度の市区町村民税額により算定します。

市区町村民税の課税額がある世帯は、母子（父子）家庭でも保育料をご負担いただきます。また、父母の収入が基準額未満の場合、祖父母やその他の親族（世帯分離に関係なく同一住所にお住まい）、または親族以外で同居している方（内縁関係含む）の課税額を合算して保育料が算定されることがあります。

7 広域入所（市外保育所等の利用）

佐久市内にお住まいで、保護者の勤務等の状況により市内の保育所等への通園が困難な場合、市外の保育所等に入所を希望することができます。（広域入所理由書の提出が必要）

令和2年10月30日（金）～令和2年11月10日（火）の間に、市役所子育て支援課へお申込みください。入所希望先の自治体と調整が必要になるため、申込みの際に要ご相談ください。

8 保育時間

保育の必要量により、保育短時間と保育標準時間に区分されます。（時間の認定）

- 平日・土曜日：保育短時間 …… 午前8時から午後4時までの 8 時間（土曜日：自由登園）
- 平日・土曜日：保育標準時間 …… 開所から 11 時間（土曜日：自由登園）

9 延長保育

保護者の勤務等の都合により認定された保育時間を超えて保育が必要な場合には、延長保育を利用することができます。ご利用には、利用申込みと延長保育料が必要になります。

- 保育短時間認定の場合 …… 開所時間から午前8時までと、午後4時から閉所時間まで
- 保育標準時間認定の場合 …… 開所 11 時間後から閉所時間まで

10 乳児保育（0歳児保育）

乳児（生後4ヵ月程度～）の保育は、全施設で実施しています。

11 休日保育

日曜・祝日等に保護者の勤務等で児童の保育を必要とする場合、休日保育を利用することができます。他施設に通園していても利用可能です。ご利用には、事前登録と休日保育料が必要です。

実施施設：岩村田保育園、岸野保育園、ひまわり保育園

12 病児・病後児保育

病気の治療中又は回復期にあり集団保育が適当ではなく、保護者のやむを得ない事情によって家庭で保育できない場合に利用することができます。ご利用には、事前登録と病児・病後児保育料が必要です。

実施施設：浅間総合病院（病児）、岸野保育園（病後児）

13 受付期間以降の申込みについて

受付期間以降の申込みも随時受け付けいたしますが、受付期間内に申込みをいただいた方から利用調整をさせていただきますので、ご了承ください。

《問い合わせ先》

佐久市役所	子育て支援課保育係	佐久市中込3056	電話	0267(62)3149(直通)
臼田支所	高齢者児童福祉係	佐久市臼田89-3	電話	0267(82)3111(代表)
浅科支所	高齢者児童福祉係	佐久市甲1399	電話	0267(58)2001(代表)
望月支所	高齢者児童福祉係	佐久市望月263	電話	0267(53)3111(代表)